第１５１回国際研修
「実証的根拠に基づいた犯罪者の処遇」

１．日程及び参加者

○　平成２４年５月１６日（水）～６月２２日（金）

○　海外参加者１３か国/地域１７名（オブザーバー２名含む）

○　国内参加者８名

２．セミナー概要

犯罪者処遇の最終目標は，再犯を予防し，減少させることにある。そのためには，経験則や直感に依拠した取組では不十分であり，実証的根拠――科学的に妥当と認められる方法によって得られた，処遇の有効性に関する情報――に基づいて処遇を行うべきである。これが，実証的根拠に基づいた犯罪者処遇の基本的な考え方である。

このような考え方による処遇の実践は，「犯罪者リスクの的確な評価」，「リスクに対応した処遇プログラムの適正な実施」という２つの主要な要素からなる。すなわち，個々の犯罪者のリスク要因を的確に評価した上で，当該リスク要因に対応したプログラムを正しく実施することが必要である。

本研修では，これらの両面から「実証的根拠に基づいた犯罪者の処遇」について学び，理解を深めるとともに，経験及び知識の共有を図ることを狙いとする。

３．客員専門家等

本研修の一環として，当研修所教官による講義のほか，以下の客員専門家・外部講師による講義を行う（敬称略）。

【客員専門家】

○　ローレンス･ルイス･モティック　　カナダ連邦矯正保護局　改革・刷新担当特別顧問

○　エドワード･ジェイムズ･ラテッサ　シンシナティー大学刑事司法学部長・教授

○　ティモシー･ヒー・サン･レオ　　シンガポール行刑局 更生・社会復帰課上級課長補佐
心理・カウンセリングサービス部門上級首席心理技官

【外部講師】

○　西岡　潔子　　法務省矯正局少年矯正課法務専門職

○　日笠　和彦　　法務省矯正局成人矯正課補佐官

○　猪爪　祐介　　府中刑務所調査専門官

○　松嶋　祐子　　同上

○　田島　佳代子　法務省保護局観察課調査官

以　上